

答 申 情 第 5 5 号

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 7 年 1 0 月 1 日付け文共共第 2 7 号をもって諮問のありました下記のことについて、  
別紙のとおり答申します。

記

ドメスティック・バイオレンス対応マニュアルの一部公開決定事案についての異議申立て  
に対する決定 (諮問情第 8 5 号)

(別紙)

## 1 審査会の結論

実施機関が非公開とした部分のうち、別表に掲げた部分については、公開すべきである。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年6月19日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

DV相談支援マニュアル（直近の国・京都市が作成したもの）

- (2) 実施機関は、当該請求に係る公文書として「ドメスティック・バイオレンス対応マニュアル 平成25年5月改定版」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、本件公文書のうち、被害者の具体的支援方法が記載された部分並びに一時保護等の安全確保事業を実施する施設名、所在地及び電話番号など（以下「本件非公開部分」という。）の公開をせず、その他の部分を公開するとの公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成27年7月6日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

条例第7条第4号及び第6号に該当

被害者の具体的支援方法が記載された部分並びに一時保護等の安全確保事業を実施する施設名、所在地及び電話番号などについては、公開することにより人の生命、身体等保護、犯罪被害の予防等に支障が生じるおそれがあるとともに、加害者が被害者の保護等の業務を妨害するおそれがあり、今後の本市の配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）被害者支援事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。

- (3) 異議申立人は、平成27年9月3日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

公文書一部公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) DVの被害者支援に係る業務について

男女共同参画推進課は、DVの被害者支援に関し、相談、情報提供、関係機関との連携、緊急に保護を求めてきたDV被害者の民間シェルターへの一時保護、その他DV被害者の自立支援に関する業務に取り組んでいる。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、DVの被害者支援に関わる職員に対し被害者保護の知識を補完するために作成し、各区役所及び支所の区民部市民窓口課、福祉部支援課・保護課、保健部健康づくり推進課、教育委員会等に配布しているマニュアルであり、部外秘としているものである。

本件公文書には、DV被害者が避難する場合に持ち出すべき物品や避難する場合の具体的な避難先住所や連絡方法、避難後に自立した日常生活を営んでいくために必要な諸手続の窓口や方法などについて具体的に示されている。

また、DV被害者へ資料として手渡してよい部分も限定しており、DV被害者以外の者、特にDV加害者にその内容が知られることは、想定していない文書である。

(3) 公開部分と非公開部分の考え方について

今回の請求に対して、公開とした部分はホームページなどで閲覧できる内容を中心としており、どの自治体でも行われている支援内容とした。

また、非公開とした部分は、「被害者の保護」「支援業務を行う窓口や施設の保護」の観点から検討した。

(4) 条例第7条第4号に該当することについて

被害者から相談があったもののうち、DV被害者の避難後もDV加害者による被害者の職場や子どもの保育所・学校への待ち伏せ、被害者実家や立ち回り先へのいやがらせ行為などの加害行為が終息することなく、加害者が逮捕される事案も出ている。DV加害者は、DV被害者の居所を探索するなど自己の目的を遂げるためあらゆる手段を使うことが予想される一方、DV被害者は加害者からの報復への恐怖、当事者同士の複雑な関係などを抱えており、行政他関係機関からの保護の要請が強い。

本件公文書には、DV被害者が避難の際に持ち出すべき物品などが記載されているが、当該部分を公開することでその内容がDV加害者に知られ、それらが隠されてしまうなど、DV被害者が避難する際に不利益な状況が起こるおそれがある。

また、避難先の住所地、連絡方法が公開されることは、DV加害者から逃れ、その居所を知られることなく日常生活を営んでいるDV被害者にとっては、そのDV加害者が被害者の居所を探索する手掛かりを与えることにつながる。

さらに、自立のために行われる各種手続についての窓口や方法が知られることでDV

加害者に手続などを妨害されるおそれもある。

よって、本件非公開部分は、公にすることにより、人の生命、身体の保護、犯罪被害の予防に支障が生じるおそれがある情報である。

(5) 条例第7条第6号に該当することについて

上記(1)のとおり、実施機関はDV被害者支援に係る業務を行っているところ、本件非公開部分を開示すると、職員以外には周知していない支援の内容や手法が明らかになり、DV加害者がDV被害者の保護等の業務を妨害するなど、今後のDV被害者支援事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。よって本件非公開部分は、公にすることにより、本市のDV被害者支援事業の適正な遂行に支障が生じる情報である。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、次のとおりである。

条例第7条第4号、第6号に該当しない。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が、京都市の関係職員に対し被害者保護の知識を補完するために作成し、各区役所及び支所の区民部市民窓口課、福祉部支援課・保護課、保健部健康づくり推進課、教育委員会等に配布しているマニュアルであり、表紙に部外秘との記載がある。

本件公文書には、端書き、「もくじ」のほか次のような項目・内容が記載されている。

ア 「どのように対応すればよいのでしょうか」(1ページから6ページ)

DV被害者が相談に訪れたとき、被相談者として心掛けるべき事項が記載されている。

イ 「ドメスティック・バイオレンスQ&A」(7ページから12ページ)

DVにはどのようなものがあるか(身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力等)、DVが社会的問題として認識されるようになった経過など、DVに関する概要が記載されている。

ウ 「具体的な事例」(13ページから31ページ)

DVについての相談を受けたとき、どのようなアドバイスをすればよいか、具体的な事例に基づいた解説が記載されている。

エ 「市役所各窓口で安全に業務を行うために」(32ページから34ページ)

DV加害者が被害者支援に係る市役所各窓口を訪れる可能性があるため、DV被害者及び被害者支援を行う職員が安全に業務を行うための注意事項が記載されている。

オ 「被害者支援のための施策及び関係機関」(35ページから52ページ)

DV被害者のための施設のほか、相談・カウンセリング先、避難先、法的サポートを行う機関、警察の窓口、生活保護や各種手当などの経済的支援の内容等が記載されている。

カ 「京都市の計画・ネットワーク資料」(53ページから64ページ)

京都市におけるDV対策の計画や関係機関との連絡協議機関について記載されている。

キ 「法律関係資料」(65ページから81ページ)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等関係法規が記載されている。

実施機関は、上記ウのうち個別のケースごとの相談及びそれに対する回答の具体例、紹介すべき支援制度や関係機関が記載された部分並びにオのうちDV被害者支援関係機関の連携図、一時保護等の安全確保事業を実施する施設名、所在地及び電話番号等並びにケースによる具体的な対応方法を記載した部分を非公開としている。また、これらの非公開部分に対応する「もくじ」の部分も非公開としている。

## (2) 条例第7条第4号及び第6号該当性について

ア 本件公文書の性質について

本件公文書は、実施機関が、DVの被害者支援に関わる職員に対し被害者保護の知識を補完し、相談に対応する際に活用する目的で作成しているものであり、通常は部外秘としているものであると認められる。

実施機関は、本件非公開部分について、公開することにより人の生命、身体等の保護、犯罪被害の予防等に支障が生じるおそれがあるとともに、加害者が被害者の保護等の業務を妨害するおそれがあり、DV被害者支援事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため公開できないと主張する。

本件公文書は、DV加害者にその内容が知られ、悪用された場合、DV被害者の受ける不利益は多大なものであることから、本件公文書の公開・非公開の判断に当たっては、DV被害者の保護や支援業務を行う窓口や施設の保護の観点を検討することが必要である。

イ 被害者の具体的支援方法が記載された部分について

上記(1)ウの非公開部分及び上記(1)オのうちケースによる具体的な対応方法を記載した部分には、個別のケースに沿って、職員が窓口でDV被害者から寄せられる相談の具体例とそれに対して窓口で被害者に対し説明すべき内容(例えば被害者が取るべき

手続、必要な書類、相談すべき機関、特に注意すべき事項等)が詳細に記載されている。また、DV被害者支援関係機関の連携図には、各関係機関が、DV被害者支援のために、どのように連携して対応するかが、図表形式で詳細に記載されている。

このような被害者の具体的支援方法や関係機関の連携方法が記載された部分が公開された場合、DV加害者が、DV被害者の被害を避けるための行動を妨害し、危害を加えたり、DV被害者の行方を探索するため関係機関を訪れる等の行動を取ることに より、関係機関のDV被害者の保護業務を妨害したりするおそれがあることは否定できない。よって、これらの部分については、公開することにより、DV被害者の生命、身体、財産等の保護及び犯罪の予防に支障が生じるおそれがあるととも に、実施機関が行うDV被害者の支援事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号及び第6号に該当するものと判断する。

ウ 一時保護等の安全確保事業を実施する施設名、所在地及び電話番号などの部分について

(ア) 一時保護等の安全確保事業を実施する施設名、所在地及び電話番号などの部分については、DV加害者によるDV被害者の職場や子どもの保育所・学校への待ち伏せ、被害者実家や立ち回り先へのいやがらせ行為などの加害行為が現に発生していることを考慮すると、公開することにより、DV加害者が、DV被害者の行方を探索するため、当該施設を訪れたりすることにより、DV被害者に直接被害を及ぼしたり、関係機関のDV被害者の保護業務を妨害したりすることが十分想定される。

よって、一時保護等の安全確保事業を実施する施設名、所在地及び電話番号などの部分は、条例第7条第4号及び第6号に該当するものと判断する。

(イ) 一方、本件非公開部分には36ページの京都市DV相談支援センター（以下「DV支援センター」という。）の運営内容があるが、京都市のホームページにおいて、DV支援センターの開所時間及び主な業務内容は公開されている。

当該ページを非公開としている理由について実施機関に尋ねたところ、37ページにおいてDV支援関係機関の連携図を非公開としている中で、その前の36ページにDV支援センターに関する内容が単独で記載されていることが明らかになると、DV支援の中核的な機関がDV支援センターであるという点が強調されてしまうため、当該部分を非公開にしたとの説明があった。

しかし、本件公文書を確認したところ、「もくじ」の前の「ドメスティック・バイオレンスの被害者をサポートするために」という端書き等にDV支援センターについて「DV対策の中核的施設」という記載があり、また、DV対策の中核にDV支援センターがあることはその名称からして当然のことであると考えられる。

よって、36ページに記載のDV支援センターの運営内容のうち、ホームページに掲載されている「1 開所時間」及び「2 主な業務内容」並びに当然想定される内容が記載されている「3 対象者」については、非公開とする理由がないもの

と判断する。

また、当該部分を公開することにより、これに対応する「もくじ」の部分も公開すべきである。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年10月 1日 諮問

10月30日 実施機関からの理由説明書の提出

平成28年 2月22日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第11回会議）

3月14日 審議（平成27年度第12回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）

## 別表

| ページ   | 公開すべき部分                            |
|-------|------------------------------------|
| もくじ   | もくじの2ページ目の2行目                      |
| 36ページ | 表題,「1 開所時間」,「2 主な業務内容」及び「3 対象者」の部分 |